相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区魚崎南町三丁目一〇番、最後の住所神戸市東灘区本山南町六丁目九番一―三〇五号　被相続人　亡　村津　雄介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号第二法友会館三階　かけはし法律事務所

相続財産管理人　柿沼　太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市大久保町山手台二丁目一四二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤岡　憲人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

神戸市中央区京町七四番地　京町七四番ビル六階　かがやき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須山幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市新本町二丁目八八番地、最後の住所高知県高知市北竹島町二九番地一市営住宅一四三号　被相続人　亡　杉本　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

事務所高知県高知市南万々七番地

相続財産管理人　司法書士　細川　拓史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県三養基郡上峰町大字坊所八八六番地、最後の住所佐賀県三養基郡みやき町大字白壁三九一五番地六

被相続人　亡　岡　美喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十九日

佐賀県佐賀市唐人一丁目六番一号アリエス唐人四階焼山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　焼山　敏晴

公示送達

岡山市高島新屋敷土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該通知書の送付にかえてその内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者

住所　岡山市中区高島新屋敷二二三番地の一

氏名　湯浅　ハル

二、通知の内容

①換地明細書

従前の土地　岡山市中区高島新屋敷字大東一九七番二、公衆用道路、十三平方メートル

従前の土地　岡山市中区高島新屋敷字大東一九八番二、公衆用道路、十三平方メートル

法第九十五条第六項による金銭清算、法第百四条第一項により消滅

②各筆各権利別清算金明細書

従前の土地　岡山市中区高島新屋敷字大東一九七番二、公衆用道路、十三平方メートル

法第九十五条第六項による金銭清算、法第百四条第一項により消滅

交付清算金三万三千百九十九円

従前の土地　岡山市中区高島新屋敷字大東一九八番二、公衆用道路、十三平方メートル

法第九十五条第六項による金銭清算、法第百四条第一項により消滅

交付清算金三万三千百九十九円

三、教示

①この処分について不服があるときは、この通知を受けとった日の翌日から起算して六十日以内に岡山市高島新屋敷土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

②この処分について不服があるときは、この通知を受けとった日の翌日から起算して六箇月以内に岡山市高島新屋敷土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

③右記①の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決の通知を受けとった日の翌日から起算して六箇月以内に岡山市高島新屋敷土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、掲載を省略したものを含む、換地処分通知（写）を当事業施行地区内の第一号公園内及び岡山市中区高島新屋敷三二八番地一所在の岡山市高島新屋敷公会堂の掲示場所に掲示してあります。

平成二十五年八月十九日

岡山市北区大供一丁目一番一号

岡山市高島新屋敷土地区画整理組合

理事長　戸川　愃功

公示送達

船穂町柳井原土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付したが受領を拒まれた事及び送付すべき場所を確知できないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一　受領を拒まれたため書類の送付を受けるべき者

㈠住所　岡山県倉敷市船穂町柳井原五二二番地

氏名　安藤　信義

㈡住所　岡山県倉敷市船穂町柳井原四四〇番地の一

氏名　安藤　恵祐（安藤　昌子の相続人）

二　送付すべき場所を確知できないため書類の送付を受けるべき者

㈠住所　岡山県岡山市北区平田一一二番地の一七

氏名　株式会社オカタテ

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月十九日

大阪市中央区北久宝寺町二―四―一

株主名簿上の株主の氏名及び住所

明石　一男　兵庫県姫路市東延末二―一三七

村田　蠡宣　大阪府堺市堺区中三国ヶ丘町二―一―四

伊瀬　義一　大阪府大阪市住吉区粉浜東之町三―六二

松田　富治　大阪府吹田市山田西三―一〇―八マツダ経済研究所内

記

株式の種類及び数	株券の番号
普通株式五株	無
普通株式二株	無
普通株式一株	無
普通株式一株	無

新日本工機株式会社

代表取締役　山口　久一

三　通知の内容

換地処分通知

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、船穂町柳井原土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

（明細書及び換地図は掲載を省略）

（教示）

一　この処分について不服があるときは、この通知を受けとった日の翌日から起算して六十日以内に倉敷市長に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この通知を受けとった日の翌日から起算して六箇月以内に船穂町柳井原土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　（教示）一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決の通知を受けとった日の翌日から起算して六箇月以内に船穂町柳井原土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、換地処分通知（写）を岡山県倉敷市船穂町柳井原一〇七〇番地一所在の船穂町柳井原土地区画整理組合の掲示板に掲示してあります。

平成二十五年八月十九日

岡山県倉敷市船穂町柳井原一〇七〇番地一

船穂町柳井原土地区画整理組合

理事長　田村　一郎